

れ い わ ね ん ど ば ん
令和5年度版

せ い と こ こ る え
生徒心得

こ う く ん
校訓

あ か
明るく

た だ
正しく

たくましく

と く し ま け ん り つ こ く ふ し え ん が つ こ う こ う と う ぶ
徳島県立国府支援学校 高等部

徳島県立国府支援学校 生徒心得（生徒として守り心掛けること）

高校生としての自覚を持ち、基本的な生活習慣を身につけ、自立を目指した学校生活を送るよう心がけましょう。

I 学校生活の基本

- 1 高校生として責任ある行動を心掛ける。
- 2 健康と安全に留意し、楽しく生き生きとした高校生活を送る。

II 通学

- 1 通学の際は、交通ルール・マナーを守る。
- 2 登下校の時間を守り、登下校の際は寄り道をしないようにする。

III 服装・頭髪等

- 1 登下校時は原則として制服を着用する。
- 2 登校後は原則として体操服を着用する。
- 3 髪は常に清潔にし、学習等の邪魔にならない長さにする。また、パーマ、髪の染色・脱色、高校生らしくない髪飾り等の装飾品は禁止する。

IV 学校生活

- 1 生徒相互はもちろんのこと、先生方や来校者への元気のよいあいさつを心がける。
- 2 友人を大切にし、他人に迷惑をかけるような言動はつつしむ。
- 3 身の回りを整理整頓し、校内の美化に努める。
- 4 校内の施設や備品を大切に扱う。
- 5 所持品には名前を書き、貴重品は担任に預ける。
- 6 友達同士で金銭等の貸し借りはしないようにする。

V 学習

- 1 始業時刻に遅れないようにする。
- 2 授業は、協見や私語などをせず、真面目に受ける。

VI 校外生活

- 1 夜間の外出は保護者同伴とする。
- 2 高校生の入場が禁止されている場所への出入りは禁止する。
- 3 アルバイトは許可制とする。
- 4 運転免許の取得は原則禁止とする。ただし、保護者からの願い出により認めることがある。

VII その他禁止事項

- 1 法律等で禁止されている行為（飲酒、喫煙、暴力行為、窃盗、万引き、未成年の立ち入りが禁止されている場所への生徒だけでの出入り等）。学校に無断でのアルバイト、運転免許の取得。
- 2 これらのことに違反した場合、特別指導の対象となる。

〈生徒心得〉

（規定）

I	がっこうせいかつ 学校生活の基本		
II	つうがく 通学	_____	こうつうあんぜん きてい 交通安全規定
III	ふくそう とうはつとう 服装・頭髪等	_____	ふくそう とうはつとう かん きてい 服装・頭髪等に関する規定
IV	がっこうせいかつ 学校生活	_____	けいたいでん わ 携帯電話・スマートフォンについて
V	がくしゅう 学習		
VI	こうがいせいかつ 校外生活		
	アルバイト	_____	アルバイトについて
	うんてんめんきよ 運転免許	_____	うんてんめんきよ しゅとく 運転免許の取得について
VII	た きん し じ こう その他禁止事項	_____	とくべつ し どう たいしやう 特別指導の対象となる行為

交通安全規定

- ・ 道路交通法や公共の場でのマナーを守るとともに、交通事故等にあわないように気をつけるようにする。
- ・ 「生命の尊重」（自分と他人の命を守ること）を大切に、正しい判断と行動をするようにする。
- ・ 通学方法を明らかにし、入学時に学校に届け出るようにする。（変更時にも届け出ることに）
- ・ 自転車通学をするときは、次の事項を守るようにする。
 1. 無灯火・二人乗り・並進・傘差し・携帯電話・スマートフォンやイヤホンを使用しながらの運転をしない。
 2. 校内では自転車を降りて押す。
 3. 自転車は定められた位置に並べて置き、施錠する。管理については各自の責任とする。
 4. 車体の整備を心がけ、月一回の自転車点検を受ける。
 5. ヘルメットを着用するのが望ましい。
- ・ 特定小型原動機付自転車（電動キックボード等）での通学は認めない。
- ・ 路線バスやJRを利用するときはルールやマナーを意識し、次の事項を守るようにする。
 1. バス停・駅・車内では、静かにする。
 2. バス停や駅の周辺、公共の場所で周囲の人の迷惑にならないよう行動する。
 3. 乗り物の乗降は、慌てず安全に行く。
 4. 車内では携帯電話やスマートフォンをマナーモードにし、通話は控える。
 5. 席はゆずり合う。
 6. 運賃は正しく支払う。
- ・ スクールバスを利用するときは、次の事項を守るようにする。
 1. 運行時間の10分前にはバス停に来る。
 2. 事前に乗らないことがわかっている場合は、早めに担任に連絡をする。
 3. バス乗り場などに自転車等を置かない。
 4. 出発時刻に間に合わない時は、直接スクールバスに連絡し、その後学校にも連絡する。

連絡先

* 学校・・・088-642-4055

* スクールバス 東便・・・090-3186-6843

西便・・・090-3186-6844

服装・頭髪等に関する規定

- ・生徒の服装は、清潔で活動的なものとする。
- ・通学の際は、所定の服装を着用し、原則として校外行事の際にも同様とする。
※登下校時には必ず着用すること。（校内では体操服に着替えて活動する）
- ・服装等は次のとおりとする。

- (1) 制服（6月1日と10月1日を衣替えの目安とする。気候や体調に合わせて各自で調整してもよい）

◎ 冬期

【従来の制服】

黒の標準学生服、黒ズボン

白フラットカラーのブラウス

エンジのひもネクタイ

紺の背広型上着、紺のプリーツスカート

【新モデルの制服】

グレーのブレザー

白カッターシャツまたは白ポロシャツ

紺地チェックのプリーツスカートまたはスラックス

◎ 夏期

【従来の制服】

白開襟シャツ、または白いポロシャツ、黒ズボン

白のフラットカラー、紺のプリーツスカート

エンジのひもネクタイ

【新モデルの制服】

白カッターシャツまたは白ポロシャツ

紺地チェックのプリーツスカートまたはスラックス

※なお、従来の制服は令和8年度までの着用とする。

- (2) 運動着（通常は、登校後にこの服装に着替える。）

◎ 冬期

【従来の体操服】

アールネックシャツ（パープル）、スレンダータイツ（パープル）

【新モデルの体操服】

クルーネック長袖トレシャツ（紺）、トレタイツ（紺）

◎ 夏期

【従来の体操服】

白半袖Vネックシャツ（パープル襟袖ロライン）

スレンダータイツ（パープル）（冬と同じ）、ハーフパンツ（パープル）も可

【新モデルの体操服】

クルーネック半袖Tシャツ（紺）

トレタイツ（紺）・ハーフパンツ（紺）

※なお、従来の体操服は令和8年度までの着用とする。

※着替えとしての運動着は、白、黒、紺の無地またはワンポイントTシャツ
高等部体育祭で作製したTシャツを着用してもよい。

- (3) 防寒着

- ・ジャンパーやコートなどの着用は時間や場所の条件は設けない。
 - ・ネックウォーマー、マフラー、手袋などの防寒具は登下校時には着用してもよいが、校内では着用しない。ただし、ネックウォーマー、手袋については屋外の活動時など、特別な場合は着用を認める。
 - ・ブレザーの下にベストやカーディガンを着用してもよい。
 - ・制服や長袖体操服の下に、ハイネックやタートルネックを着用してもよい。
- フード付きのものは不可とする。

- (4) 靴

- ・通学靴 … 自由
- ・上靴 … ライン入り運動靴（学年により色指定）

- (5) 靴

下 … 自由

- (6) カバン … 自由

※学校指定以外のものについては、就業体験のことを考え、華美な色やデザイン
のものはさける。

- (7) 頭髪 … 頭髪は清潔にすること。

- ・髪を染める、脱色をする、パーマ等をつけることは禁止する。
- ・ヘアバンド等の華美なアクセサリ類を使用することは禁止する。

- (8) 装飾品 … ピアス・イヤリング・ネックレス・ブレスレット・指輪および化粧・マニキュア等、学校生活に必要なものではないものは禁止する。

- (9) その他 … 学用品、かばん等の持ち物、および下着等の衣服すべてに氏名を記入する。

携帯電話

・スマートフォンについて

必要がある人には学校への携帯電話・スマートフォンの持ち込みを認めています。(保護者と連絡を取るなど) ただし、ルールとマナーを守り気持ちよく使用しましょう。これらの規定が守れない場合は、学校への持ち込みを禁止することもあります。また、法律に違反することがあれば、罰せられることも認識して使用しましょう。

- ・学校敷地内では電源を切り、担任に預ける。
- ・保護者との連絡など、理由があって使う時には担任に申し出、担任の監督の下で使用する。
- ・フィルタリングをかけたり、ウィルス対策ソフトを入れたり等して安全に使用する。
- ・相手がいやがるような電話やメールは絶対にしてはいけない。
- ・置き忘れたり、落としたりしないように管理する。(家族や友人の電話番号などの大切な情報が他の人に知られてしまう)
- ・他の人の連絡先(電話番号やメールアドレス等)を、本人の許可なしに他人に教えることを禁止する。
- ・本人の許可なしに画像の撮影をしたり、他人に送信したりすることを禁止する。また、そのような画像が送られてきた場合、保存することも禁止する。

アルバイトについて

アルバイトをすることによって、働くことを体験し卒業後の進路選択に生かすことができますが、学校生活に支障をきたし、将来の進路決定の妨げになることもあります。そこでアルバイトは許可制にしています。自分で勝手に始めず、まずは担任の先生に相談をしましょう。

- ・アルバイトを行う場合には、まず保護者と担任に相談する。
- ・保護者と担任の同意が得られた場合には「アルバイト許可願・誓約書」を提出し、学校長の許可を得たうえで、保護者の責任のもとにアルバイトを行うことができる。
- ・アルバイト先が高校生にふさわしくないと判断される場合には、許可されないこともある。
- ・アルバイトをすることにより学校生活に支障をきたしていると判断される場合には、学校長の判断によりアルバイト許可を取り消されることがある。
- ・アルバイト終了時刻は午後9時までとする。
- ・原則としてアルバイトは土・日曜日とする。長期休業期間中は平日も認める。
- ・アルバイト中はいつでも提示できるように「アルバイト許可証」を常に携帯すること。

運転免許の取得について

自動車等は非常に便利な乗り物ですが、その運転には大きな責任が伴います。そのため、運転免許の取得は許可制にしています。あなたの責任能力、生活態度、進路の状況等のさまざまな面から判断します。まずは担任の先生に相談をしましょう。

- ・普通自動車免許取得の時期は3年生の12月以降とする。
- ・原動機付き自転車免許取得の時期は3年生の3月以降とする。(卒業式後が望ましい)
- ・運転免許を取得したい場合には、まず保護者と担任に相談する。
- ・保護者と担任の同意が得られた場合には「運転免許取得許可願・誓約書」を提出し、学校長の許可を得たうえで、保護者の責任のもとに教習所に入校することができる。
- ・学校生活における態度・運転免許取得の必要性等を考え学校長が判断する。
- ・教習所に入所しても、授業や学校行事を優先し、学校生活に支障をきたさないこと。
- ・運転免許証を取得できても、在学中は絶対に運転しないこと。
- ・運転免許初取得後は保護者が管理すること。

特別指導の対象となる行為

特別指導とは？

訓戒(先生からの注意)、学校謹慎、自宅待機など通常の学校生活から離れて、個別に特別な指導を行うこと。

喫煙（たばこ・ライターの所持も含む）
飲酒
不謹慎な言動や態度
校舎・校具や他人のものに対する故意の破損など
未成年者立ち入り禁止場所などでの補導 （深夜徘徊を含む）
暴力・いじめ
窃盗・万引き
無免許運転
無断でのアルバイト従事
運転免許の無断取得・無許可運転
その他法律に触れる行為（わいせつ行為、盗撮、SNSでの誹謗中傷なども含まれる）

※成年年齢に達していても、在学中である場合は対象とする。

令和5年10月 改定